

1. 件 名：日本原燃株式会社廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請に関する面談（7）

2. 日 時：令和2年3月24日（火）13時30分～15時00分

3. 場 所：原子力規制庁 10階南会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、長井安全審査官、大塚安全審査専門職、古田安全審査専門職

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

木原主任監視指導官、百瀬管理官補佐

日本原燃株式会社

埋設事業部 埋設計画部長 他5名

5. 自動文字起こし結果：

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他：

日本原燃株式会社からの配付資料

- ・資料1-1 廃棄体の放射能評価に用いるスケーリングファクタ等の管理について
- ・資料1-2 廃棄体確認要領（案）（抜粋版）
- ・資料2 廃棄物埋施設における保安規定審査基準への適合性について
第二種埋設規則第20条第1項第14号放射性廃棄物の受入れ基準 廃棄体の耐荷重強度に関すること
- ・資料3 廃棄物埋施設における保安規定審査基準への適合性について
第二種埋設規則第20条第1項第14号放射性廃棄物の受入れ基準 廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の古田です。ただいまから、日本原燃株式会社廃棄物埋設事業保安規定の変更認可申請に関する面談を始めます。
0:00:14	本日のヒアリングですが、昨日を実施しました第 345 回審査会合におきまして我々から指摘したコメント等につきまして、回答を記載した資料をお持ちいただいております。それではまず本日の資料の確認をお願いいたします。
0:00:35	日本原燃の浜中です。本日はもう一つお持ちした資料を御紹介します。ホチキスどめで全部してあるんですけどもまず一つ目が資料 1-1 と右肩に振ってあるものでスケーリングファクタ等の管理について。
0:00:49	あと次資料 1-2 は、廃棄体角による等は確認要領ということで、保安規定の下部要領になります。
0:00:58	次に資料 2、
0:01:02	が
0:01:04	審査資料で
0:01:07	廃棄体の耐埋設荷重に関するこの審査基準への適合性についての資料になります。
0:01:13	最後に資料 3 ということで廃棄体落下時の飛散量に関する説明資料になります。以上です。
0:01:25	規制庁の古田です。資料はお手元にございますでしょうか。
0:01:31	それでは引き続きまして資料の説明をお願いいたします。
0:01:40	日本原燃の内藤ですよろしくお願いたします。まず資料 1-1 の政府等の管理についてということで、こちらから御説明させていただきます。
0:01:52	めくっていただきまして、SFのですね、管理に関しては、保安規定に記載させていただきます。具体的な確認方法を下部に定めるということで今回資料 1-2 というのもお持ちしております。
0:02:11	順番に簡単に御説明していきますと、1 ポツのSF等の規定内容ということで、保安規定。
0:02:19	の下部要領に化を規定するということで放射能濃度の決定方法ですとか、SF
0:02:26	の適用範囲の考え方及びスクリーニングレベルを規定していきますので、2 ポツ政府等の継続使用ということでこちらですね。
0:02:36	具体的な政府等変動の 3 要素に変更がないこと、この三つをですね下部規定に規定して確認すると。
0:02:46	下部規定で確認するということを

0:02:50	記載させていただいてます。あとは代表資料ですとか、各種費等の算出方法だとは試料分析結果の判断結果ということで、例えば従来政府と比較して、その10倍を超えなければ継続集を
0:03:05	可能とするなどの考え方と、あとは今回つっとしてですね判断フローの例ということで二つ、後ろのほうにa添付しております。
0:03:16	3ポツSF等の新規設定ということでこちらですね、従来からおっしゃられているように、2ポツの継続使用の確認の中でええ従来政府の中盤に収まらない場合ですとか、
0:03:33	政府等変動の3要素に該当すると判断する場合、その場合はSF等の新規設定の検討を行うと。
0:03:42	新規設定するにあたっては、保安規定の認可申請を行い、新規設定する不当審査いただいて、認可を持って新規設定とするというふうに書かせていただいております。
0:03:58	具体的な手続き等につきましては、後程ご説明します下部要領のほうでフローなどを定めておまして、下部要領につきましては、電力各社に周知して
0:04:14	レセプトの新規設定ですとか、そこら辺を共有して今後やっていくというふうに定めております。
0:04:23	めくっていただければ、こちらがちょっと蓋例を示しておりますけども、
0:04:29	判断フローを二つつけさせていただいております。
0:04:36	資料の1-1は、こんな感じです。
0:04:40	資料の1-2、その設置の位置がこれで資料の1-2。
0:04:46	に積ませて続けて入らせていただきます。
0:04:49	こちらですね、当社の要領ということで、本規定の下部に位置するものになります。今回すいません抜粋版ということで、ちょっと全部ですとかかなり枚数が多いので、
0:05:04	特記してるところを持ってきております。
0:05:08	内容的には施設の管理も含め、これから御説明します大変前荷重ですとか、あとはナカノ沖さんに絡むところも今回発生してつけてきております。
0:05:22	ちょっと本文が本来あるんですけども、ちょっと今と当社ですねちょっと組織改正等も控えてましてちょっと本文のほうはまだ完璧にでき上がっておりませんのでちょっと本文は割愛させていただきます。
0:05:38	右下のページがあるんですけども、4ページ。
0:05:42	を開いていただきましてここからですね、具体的なバックの確認方法ということで、別紙1から把抜粋して持ってきております。
0:05:54	鎖線まずSFの方から入っていたと思っています。開いていきまして、

0:06:04	右下 15 ページ。
0:06:06	が最大放射能濃度ということで、こちら 1 号ですね。
0:06:11	記載をここで書かさせていただいてます。
0:06:16	基本的にその埋設規則に定める技術基準と、あと本規定のWACを並べて、その下に確認方法だとは確認すべき記録確認内容という形ですべて
0:06:31	このような形でそろえています。
0:06:34	こちらは従来からの確認方法を踏襲した形になっております。
0:06:39	ここから順番にですね、補足事項の中で、
0:06:44	まず事業許可に記載したされた放射能濃度というのがあって、それらの
0:06:55	それらをしての放射能濃度の決定方法ということで決定方法が五つ記載させていただいて、次が各所ごとの決定方法という表を並べております。
0:07:13	18 ページからはスケールリングファクター等一覧ということで、19 ページのほうにスケールリングファクターの一覧表をつけてグループ分類ということでは、
0:07:28	プラントごとの分類ですとか、
0:07:31	ここら辺従来と同じところではあるんですが、一通り
0:07:37	表を添付させていただいております。
0:07:49	25 ページのほうからは、継続使用の確認方法ということで、こちらも、はい。従来の記載等々用の踏襲したような書き方になっております。
0:08:04	算出方法ですとか、先ほど例で 2 人あったんですが、判断方法のフローを二つこちら二つつけております。
0:08:16	29 ページからは 2 号
0:08:20	枠の確認方法ということで、こちらも同様にですね、1 号と並びは同じなんですが、
0:08:27	具体的に政府は 37 ページの最大放射能濃度からの確認になります。
0:08:38	でも記載内容はももとの記載を踏襲しておりますので、
0:08:45	込まかな説明は割愛します。
0:09:02	以上です。
0:09:08	規制庁の古田です。それでは資料 1-1 と 1-2 につきまして質問等ございましたらお願いいたします。
0:09:24	規制庁百瀬です。資料 1-1 は、
0:09:29	3 ポチ以外を理解は今まで廃棄物確認で使ってきたものだけであるで正しいでしょうか。
0:09:44	今回、今現在新たに審査すべき事項は含まれて担保地は別の先ほどなんですけど。
0:09:52	大事な事実を教えてください。

0:09:57	日本原燃の内藤です。はい。通りです。
0:10:02	資料 1 ポツ 2-6 号 7 号適合の部分はちょっと後で御説明あるんだと思って置いてくとして、
0:10:12	それ以外のところは、
0:10:14	まず廃棄物確認で使っていたものだけで正しいでしょうか。
0:10:25	はい。
0:10:27	日本原燃の内藤です。はい、その通りです。当実数とあと運用要領等、また何だ、事業者さんの資料になったのかわからないんですけど、いっぱいまとめて固化とか上部の空隙ってすみません、ぱっと見て見つからなかったんすか何ページにありますでしょうか。
0:10:49	ここになくなったわ。どうぞ。すみません。
0:11:14	日本原燃の内藤です。ちょっと抜粋で持ってきましたので、ちょっとここには。はい、すみません、はりません。
0:11:25	審査会合でのお願いのもので後日提示ください。
0:11:31	日本原燃の内藤です。はい、わかりました。
0:11:39	経過規制庁も是正一体となった固化をなくって上部の空隙はどっかにありますか、上部の隙間を何%以下とか、どこからのセンチとか、
0:12:01	明日、そうしたら、先日昨日の資料に照らして実数の行間を終えているところで足りないものを渡してください。
0:12:14	日本原燃の内藤です。はい、わかりました。
0:12:37	すみません、規制庁も載せ損付けを返していただくときに既存の廃棄物確認で使っているものであるかないかもあわせてつけておいてください。
0:12:49	日本原燃の内藤です。はい、わかりました。
0:13:46	規制庁百瀬です。五月雨でも消去ませんとSF法は、基本、これは、これも廃棄物確認で使ってきているもののみで間違いはないでしょうか。
0:14:00	政府等ですね。はい、日本原燃の内藤です。はい、その通りです。本沸騰後 6 号 7 号の記載については、資料 23 が仮に正しければこの資料も正しいものでしょうか。それからなんかちょっと足されてるものってありますでしょうか。
0:14:37	原燃の内藤です。資料に伊藤さんと転機になってますので、はい。
0:14:46	特段変わりはないです。
0:14:49	はい。
0:14:51	後で戻って、
0:14:54	後で戻って確認したほうが良いよい部分があるということですか、それとも、
0:14:59	全くないということですか。
0:15:09	二、三、お伺いをしてからでもいいかもしれません。

0:16:02	規制庁古田です。資料 1 シリーズにつきまして他に何かございますか。
0:16:11	それでは何かありましたら、全体を通してのところで質問していただければと思います。では引き続き資料 2 について説明をお願いいたします。
0:16:29	日本原燃の内藤です。続いて資料 2、
0:16:34	廃棄体の耐
0:16:37	荷重強度に関することの御説明をさせていただきます。1 枚めくっていただきまして、
0:16:44	こちらですね。
0:16:48	こちら保安規定の審査基準と事業に関する規則ということでエースこれらの基準を書かせていただいてこれらをどのように、
0:17:00	ワーク
0:17:03	この中でですね、確認するかという内容を書いています。
0:17:09	はい。
0:17:10	つくりとしましては、別途、これページがないんだな。すいません、3 ポツのですね、保安規定変更認可申請定める廃棄物受入基準案ということで、
0:17:23	別表 2。
0:17:25	この H1 号ですね、こちら一応廃棄体の受け入れ基準と埋設規則の関連付けということでこのように書かしていただいております。
0:17:34	1 号は基本容器で担保するというで容器の確認事項と受入基準を変えておりますので、別表 2-2 とその下になるんですけども、こちら 2 号、
0:17:47	廃棄物一定で基準と規則の関連づけということで、2 号廃棄体は固形化の方法ですね、あとは固型化材料、容器固形化方法、あとは有害な空隙、
0:18:03	担保するというでこのように書かしていただいております。
0:18:08	めくっていただきまして 4 ポツ、こちらはですね、1 号廃棄体の要求を確認することで担保する根拠ということで、あの当時のですね試験の内容を書かしていただいとるところになります。
0:18:25	1 号は容器のみによる主権ということで、廃棄体に要求される耐埋設荷重、
0:18:32	こちらは 1 号が廃棄体の重量を最大 0.5t ということで設定しておりまして、8 段積みの最下段の廃棄体に対する最大荷重というのは、吊具負荷を考慮して、6.22 校と
0:18:49	であると。
0:18:50	従って廃棄体は 6.25 トンの A 以上の共同輸送が必要であると考えています。
0:18:59	で強度の担保の考え方としましては、
0:19:02	1 号は容器の強度で担保されると。

0:19:07	廃棄体はJISz1600に定められてるよう気またはこれそれ以上の教徒及び密封性を要するものを使用しているということです。
0:19:21	試験方法につきましては、門型。
0:19:26	この支持架台にドラム缶
0:19:29	このポール都市基盤度ですね、しめたやつをの設定依積み模擬した開発事業を開始して、油圧ジャッキで付加したということでこちらが会場つう月1回、
0:19:43	記載しております。1枚めくっていただければ繋がります筒の位置ということで、はい。
0:19:50	ヤツざジャッキとドラム缶を模擬した開発事務。
0:19:55	支持架台の間にドラム缶を設置して開発したと言うツーツーになっております。
0:20:04	また戻っていただきまして4ポツの試験結果ということで、図の2-2ですね、変位曲線、ちょっとグラフを添付しておるんですが、変位曲線から明らかのように、荷重に対する容器変位量の増加傾向は少なくとも8トン、
0:20:22	まではほぼ直線的であるということで安定した。
0:20:28	はい、過剰姿勢を示していると。
0:20:31	ということで角に見ていただければですね。
0:20:37	このように、縦の軸が8トンまで示されておまして、変位量も特段ばらつくことなく、町長に変形したと。
0:20:52	ということになります。
0:20:55	大体ですね。はっとなおける変位量が36ミリと極めて小さい値だったということで良きは約8トンの対課長共同有すると判断できるという結果を示しております。
0:21:13	続いて5ポツは2号になります。
0:21:18	2号廃棄体の場合は固形化の方法を確認することで担保するというにしております。
0:21:26	はい。
0:21:31	四角の表の中になりますけども、容器固型化材料及び製作方法の組み合わせによる試験ということで、廃棄体に予期されるため埋設荷重は、
0:21:42	2号は廃棄体最大重量が1トンとして球団依積み
0:21:48	にして最下段の廃棄体に
0:21:51	対する最大過剰ということで吊具負荷を考慮して12と。
0:21:57	どう設定しております。
0:21:59	12トン以上の強度を有することが必要ですと、
0:22:03	2ポツの強度の担保の考え方ということで廃棄体の2号廃棄体の

0:22:11	耐荷重強度というのは固化体の強度、
0:22:14	ではなく容器の京都寄り担保される事が考える、県庁の埋設形態ではHz1600定められている容器またはこれと同等以上の影響度と密封性を有するもの投資をしていると。
0:22:30	2号排気大抵は容器のみで強度を担保することができずに、容器と固型化材料等も含めた廃棄体全体であり埋設荷重強度を担保することとするとあります。
0:22:45	試験方法になりますけども、こちらはですねちょっと図の
0:22:53	3をちょっと見ながら、
0:22:55	になりますけども、また、代替地ごとに多様な構造ではあるんですが、
0:23:04	今廃棄体を模擬した株加力治具ということで、アシタニ、こちら下もドラム缶を模擬した事務設置されています。頂部からもうドラム缶を模擬した治具を挟んだ状態になります。
0:23:21	細管のための油圧式ジャッキと測定するロードセルから構成されております。
0:23:31	実際1.25トンからちゅうことまで約0.5トン単位で増加させた荷重をかけてその変位量というのを測定しております。
0:23:42	各段階の保持時間は5分。
0:23:46	で実施しておりますして各段階で変位が安定したものを確認してから次の段階へ移行して試験を行っております。
0:23:55	で今回試験、ここの当時ですね、試験用廃棄体ということで、実際模擬したドラム缶ですけども、容器の肉厚は0.8mm級容器を保守的に、
0:24:10	1.2mmから0.8と保守的に模擬した廃棄物の模擬して廃棄物の強度等固型化材料等の
0:24:22	交換を強度が保守的な条件として、出るように部門廃棄体を製作したと。
0:24:30	次のページに具体的に
0:24:32	模擬廃棄体の仕様というのがあります。
0:24:36	廃棄物の種類ですとか内張り層がないですとか、あとは周囲の方法として廃棄物を
0:24:46	緻密にですね、収納して、できるだけ廃棄物の量が多いほうが保守的だろうと。
0:24:53	あと頂部空隙に関しても、
0:24:57	標準的政策法の10%を保守的に見て注1%としたりとか、そのように。
0:25:06	保守的な模擬ドラムを使って試験をやったものになります。5ポツの試験結果、

0:25:15	になります。最終荷重である 15 トンを差異化しても、模擬廃棄物は破壊せずに強度が田んぼ足りていたと最終変位量は平均で好転 2mm と。
0:25:29	また、容器の破損も認められないということで、容器の密封性も損なわれていない。
0:25:37	結果、荷重強度が 12 トン以上の荷重共同満足するという結果を得られているものです。別の要因には実際の
0:25:50	試験結果のグラフがありまして、
0:25:55	こちらでもですね、その特異な
0:25:58	ばらつき等なく、町長に変更の荷重に応じて変形をしていたということで 16 トン。
0:26:08	までは 6mm ないで済んでいるというところがここで示されています。
0:26:18	はい。
0:26:27	じゃ、後ですねその白にちょっと添付資料 1 ということで、
0:26:32	廃棄物埋設施設の設計の基本的考え方ということで、こっち側。
0:26:38	3 号の
0:26:40	ですから、審査の
0:26:42	資料でお出ししてるやつでして、ナカノ 1-8 というページがございますが、(5)にですね耐埋設荷重強度、
0:26:57	というのがございまして、基本的なその廃棄体ですね、俵積み
0:27:03	かかる。
0:27:05	荷重を計算した。
0:27:07	ところが、ここから数ページにわたって、あるんですけども、定点 1-11 のところで
0:27:18	一応ですね、最大の鉛直荷重という表の中にあるんですけども。
0:27:24	1 号 2 号とアノン 6.2 項ですとか 12 とか、ここら辺を参考にしていると。
0:27:31	いうところなんです。
0:27:39	はい。以上です。
0:27:42	お示ししたい。
0:28:13	規制庁の布田です。
0:28:15	それでは、資料 2 につきまして確認したいことがありましたらお願いいたします。
0:28:23	私から 1 点確認なんですけど、昨日の会合で、金岡から廃棄物
0:28:30	これで言うところの 3 ポツの
0:28:33	経理基準案ということで、
0:28:35	別表 2-2 の(3)。

0:28:38	下から2行目の廃棄物自体の強度が低い廃棄体の
0:28:44	ことについてコメントしたんですけれども、これはこのままの文言で保安規定の整理ということでは、
0:28:51	ないですか。
0:28:55	日本原燃の浜中です。今
0:29:00	確認、昨日の審査会合でご指摘いただいた部分今まだここには反映されていませんが、ご指摘いただいたことを踏まえてどう書き直したらいいかっていう案は考えてございます。ここにはまだ反映してないだけです。
0:29:18	規制庁の古田です。承知いたしました。
0:29:21	そのほかございますか。
0:29:34	規制庁百瀬です。すいません。1降灰退院後皆さん一応4ポチの一部廃棄体についてです。
0:29:44	36ミリええと変形をして、
0:29:48	これはまず当塑性変形するんでしょうか。
0:30:00	塑性変形するのかと、密封性はここになると担保されん書いてないんですが、担保されてるんでしょうか、されてないのでしょうか。それは許可と整合するんでしょうかしないんでしょうかその辺り教えてくださいご説明ください。
0:30:16	はい。
0:30:43	日本原燃の浜中です。今の前半で弁のご質問につきましては、加重に対しての変位曲線がまだ直線の領域で8トンまでと持つということになっていて、これは弾性領域の変形だというふうに考えていますので、この範囲であれば、まあ荷重を話せば元に戻るということで、
0:31:02	十分その強度が保たれていると塑性領域までいってないというふうに判断しています。
0:31:10	もうスペース塑性領域ではないだろうという面は承知いたしました。
0:32:18	日本原燃の内藤です。密封性に関しましてはちょっと、はい。資料探して確認したいと思います。
0:32:46	モスですすいません図4-2号廃棄体の試験結果の上と下の人為的に接触させた場合させない場合ちょっとあのイメージが湧かないという力のかけ方を御説明いただけますか。
0:34:19	日本原燃の内藤です。すいません通4の二つのグラフで人為的に接触させない場合とさせた場合と、ちょっとすいませんここは調べさしていただきたいと思っています。

0:34:44	原子力規制庁の大塚でございます。1点確認なんですけれども、昨日の審査会合なのかどうかからの質問にも関連するんですが目の強度が強い廃棄物弱い解決等を大切に埋設価値をどこで持つのかというところなんです、
0:35:00	本日いただいた資料のちょっとすいません私、今、
0:35:04	昨日いただいた点番でも見ているのでページ書いてないんですけど、
0:35:08	図の1-1個前のページの模擬廃棄体仕様っていうのがあって、
0:35:15	強度が低い廃棄物であって、
0:35:18	ただ試験の試験条件が入ってるんですけども。
0:35:21	それと、これまでの御説明ですと強度が低い廃棄物の場合には、
0:35:28	容器等を固型化材料と廃棄物埋設荷重を持たないので、内張りまたはうち加工をつけると。そのために30cmの隙間をあけておくという御説明だったかと思ひますんで、ちょっとこの結果だけを見ますと、
0:35:43	内張り槽なしで、先ほどの図の4、
0:35:50	が正しいんだとすると、これでTHAI埋設荷重は持っている。
0:35:56	ということを示されたと思うんですけども、
0:36:00	このことを内張りうち加工をつけるつけないとの関係ってどう、どうなってるんでしょうか。
0:37:37	日本原燃の内藤です。今いただいたコメントに際しまして、そうですね保守的に模擬廃棄体をつくって一応今日とも中間
0:37:53	大抵はいるんですけども、ちょっとここら辺、一応その内張りとか置換を今現状使用してますので、点のちょっと違いというのを少し確認させていただければと思います。
0:38:21	日本原燃の浜中です。今ちょっと試験結果とWACとの関連についてはちょっと確認して説明をするということではあるんですがWAC自体は、より強度の高い内張りをしたもので作りますということなので、基準としてはこれで問題ないかと考えています。
0:39:04	。
0:39:04	規制庁の金岡です。同じ廃棄体の仕様のところでちょっと一つだけお伺いしたいんですけども、強度の低い廃棄物として塩ビホースケープル云々って書いてあるんですけども、これはあれですかね、これはバーすべてなんか、
0:39:18	均一かどうかわかんないんですけども、入れたもので模擬廃棄体を作られたっていうことなんでしょうか。
0:39:24	こん中でも多分今日どの場所であったりするのか、あとまた訪問材とかです、ね、アユすかすかのものも強度低いのかなと思ったんですけども、この辺の廃

	棄体の選定っていうのは廃棄物の選定っていうのはどういう考えなんですか。
0:39:50	日本原燃の丸ですね、今の御質問ですけれども、どのように詰めたかってのはちょっと確認しないとわかりません。あとフィルターとかのすかさずかを持って外のたぐいですが基本的にはそういうフリート或いは圧縮処理されてそのままの
0:40:05	収納するされるっていうことはございませんので基本的には強度が高いふうになるというような廃棄物の種類に分類されるものでございます。
0:40:17	規制庁の金岡です。承知いたしました。廃棄物の内容ですね、少しちょっと確認をしていただければと思います。あとすみません、もう一つお伺いしたいんですけれども、これ。
0:40:28	先ほど内張りの話ですけれども、内張りなしで、こういう試験をやってこれその強度の低いものがもちますという判断なと思うんですけれども、逆に言って内丸つけた状態での試験っていうのは、
0:40:45	結果としてお持ちではないんでしょうかと思うし、内張り例えば内張りだけで、
0:40:50	その中なしで1号と同じような形ですとか、そういうのがあれば、さらに明確な気もするんですけど。
0:41:08	もう内張りだけで日本原燃の森です。内張りだけの試験とか他のナカノタイプがないかということでございますけれどもそういった点をちょっと
0:41:17	報告書をちょっと後で確認してこのようなもののほかに書類があるのかどうかということの確認させていただきたいと思います。
0:41:25	規制庁の金岡承知いたしましたよろしくお願いいいたします。
0:42:26	日本原燃の浜中です。ちょっと冒頭にも御質問があつて今の話とも少し関連してくるのでちょっと資料に書いてませんといいましたが強度の弱い廃棄体が低い廃棄体に廃棄物につきましては、直島濃縮文章の直し方としては、
0:42:46	ゴム返答まあこれとあと強度の分離が不明な固体状廃棄物、こういったものについては内張りが必要というような定義にしたいと思っています。これ今の廃棄体の製作方法でも、これらについて内張りうち過誤が必要ということになっていて化の強度の観点で弱いのでこれが必要と。
0:43:05	いうふうにされているものなので、それを引き、継続して定義したいというふうに考えています。
0:43:46	規制庁もストレスゴム返答ということで、書き出すということで固められる物体だけに依存して判断ができるということで、でしょうか。
0:44:42	うん。

0:44:43	はい、日本原燃の内藤です。そうですねはいその通りでして一応ゴム編と、あと分類が不明なものっていうのは従来から政策をこの中で行っているものです。
0:44:58	はい。
0:45:18	はい。
0:45:21	規制庁古田です。資料2についてその他ございますか。
0:45:29	それでは何かありましたら振り返る技能時にお願いいたします。
0:45:33	では続きまして資料3の御説明をお願いします。
0:45:42	日本原燃の浜中です。資料3の説明をいたしますこの資料は廃棄体を落下させたときに飛散する量に関して、技術基準の基準を満足するために固形化の方法で確認することについて
0:45:57	Yesとする理由の説明資料になります。開いていただきましてまた目次があって、1ポツ2ポツは、審査基準ですとか、事業規則で書かれている要求事項になります。
0:46:12	3ポツは来それに対して我々の保安規定の中で受け入れ基準として定めようとしている部分を記載しておりまして、要求事項に対してこの文案で良しとする理由を4ポツ以降に記載しているという流れになります。
0:46:28	4ポツまでちょっと飛んでいただいて5ページ目になります。
0:46:34	まず、4ポツは、審査基準及び技術基準に対する廃棄物受け入れ基準案の設定記載をした考え方になります。まずですね、審査基準が要求している。最大高さからの落下による飛散または漏えいする量、
0:46:51	技術基準でも同様の規約量を記載でホ漏えいする量は極めて少ないことという要求事項になっていましてこの極めて少ない量というふうに判断する基準は、事業許可申請書の添付資料は添付書類7において事故時の影響評価をしています。
0:47:10	ここで内容物の飛散率は 1×10^{-5} のマイナス5乗ということになっているのでこれを用いたいと、これを基準として考えています。この1掛ける10のマイナス5乗用いて評価した結果では事業許可を受けた最大放射能濃度の廃棄体、
0:47:29	かつ最大重量の廃棄体が落下したことを想定してこの1掛ける10のマイナス5乗この飛散率で放出した放射性物質が一般公衆に吸入摂取された場合の被ばく評価を行っているんですが、その結果では著しい放射線被ばくの
0:47:46	リスクはないということが示されているのでこの1掛ける10のマイナス5乗を基準として考えるのは妥当と考えています。しかしながらですね受け入れる廃棄体を一対一対応として飛散率を確認するというやり方は現実的ではないので、

0:48:01	受け入れる廃棄体と同じ方法同様の方法で容器に固型化することで、これは同等の性状を有すると考えられる模擬廃棄体これをつくりまして、8mの高さから落下手段を落下させた試験をやっておりまして、
0:48:17	模擬入ってきたいからの漏出率は 1×10^{-5} のマイナス 5 乗大きく下回るようでした。ということから、廃棄物受け入れ基準のうち、この固型化の方法を確認することで、この当該基準を適合していると、に適合しているというふうに判断できると考えております。
0:48:35	また落下時の衝撃が試験の条件から大きく逸脱しないというために想定される最大高さについても条件の受け入れ基準の中に条件として明示しますし、もう一つ廃棄体重量というのも項目として定めておいて、
0:48:53	事業許可申請において想定されている廃棄体の最大重量、これを超えないということも併せて確認したいと考えております。
0:49:02	あと要求事項の書き方として飛散または漏えいする放射性物質の量ということがこれが極めて少ないことと書いていますので、2 ポツの最大放射能濃度という項目もこの当該基準に関連する項目ということで位置付けております。
0:49:19	5 ポツでその廃棄体落下試験について概要をご説明しておりますが、電気事業者連携人電気事業者等、当社で 2995 年に共同で充填固化体に対して落下試験を実施しております。
0:49:37	落下試験に用いた
0:49:39	実際の大きさの模擬廃棄体、これは埋設規則の技術基準告示の廃棄体仕様を踏まえて廃棄体製作マニュアルというものを当時定めて定めていたというか思っていたんですけども、これに基づいて製作したものです。
0:49:55	具体的な政策条件は以下の通りで特に我々の受入基準にも定めている項目について関連する部分を抜粋しますと以下の通りということで固型化材料は今の受入基準と同じように実質のこの企画に定めるセメントで
0:50:11	容器はこれも同じくJISの規格に定めてる 200 リットルドラム缶 19 のものだと、内張りの厚さまたはそのドラム缶等の内壁とうち過誤の間隔、これ内張りは 3、30 ミリというという今の基準と同様の設定で作られておりますし、
0:50:29	その内過誤は結果更正の網目状のものを使っていますで固型化の方法は、この矯正練りパン型今年機とかグラウトようミキサーとあるんですが、一般産業でも用いてるコンクリートセメントコンクリートの練りませの機会、これを使ってませたもの。
0:50:47	でモルタルのPろうとによる流下時間これ約 50 秒ということで、構成の減衰材を使用している場合は、この 50 秒という基準にしているこれは今の我々の受入基準と同じような設計で考えているものと同じ設定です。

0:51:02	固型化材料の注入速度を 25 リットル、一般当たり 25 リットルとこれも我々の考えてる基準という実際に今製作されているものと同じというふうになっています。
0:51:15	はい。落下し、落下試験を行う模擬廃棄体の種類は対衝撃強度に影響すると考えられる収納容器の種類と落下衝撃に影響すると考えられる廃棄体重量この観点から 5 種類を選定してやっております。
0:51:32	次の 6 ページの冒頭上のほうに 5 種類が書いてますが、A型非圧縮ドラム缶収納とか五つ並んでるんですが、まず上の三つ、これはまず容器の種類で 3 種類を考えてみましたと。
0:51:49	一番上がドラム缶で 2 番目が内張り容器で三番目がうちかごつき使っていくと
0:51:56	内張りの 30mmを確保した容器、この三つ 3 種類ありましたということですから一番上の
0:52:04	ものと下の二つ、これは重量の違いを見るために設定した条件になります一番平均的な重量で下から二つ目が重量が小さい軽い気体のケース、一番下が重いケースということで、
0:52:19	ちょっと複合しますが合わせてこの 5 種類で落下したときの影響は出そうなものを選定しております。
0:52:28	補足の前A型A型とかB型とか書いてるんですがA型基本的に強度の高い廃棄物を入れたもの、B型強度の低い廃棄体化廃棄物入れたものということでこれを内張りが必要というような問題はこれちょっと補足になります。
0:52:43	当落下試験は、この充填固化体が埋設されるのは 2 号は 1 台、2 号埋設施設ですのでこれが定置する際に、クレーンでつり上げる最大高さ 8mになりますのでこの 8mから床面に自由落下させて入ってんの外に漏出した内容を打つの量を確認しております。
0:53:02	結果は、下に表載せてますがこの通りですが、漏出率は最大でも 6.4×10 のマイナス 7 乗ということで、冒頭に基準と考えている $1-11 \times 10$ のマイナス 5 乗としたものに対しては 1 桁以上小さいものでした。
0:53:18	この試験は漏出別の重量を測定していて、今言ってしまうばごろといったごろといったものはあまりないんですけど。
0:53:27	飛び散るようなものでないものも全部拾っていますので、実際には飛び地って浮遊して 10 近くにいる従事者ですとか、そういった人達に
0:53:39	影響を与えるようなは粒子の割合はこれよりももっと小さくなるだろうと考えています。一応試験の上では保守的に出たものは全部拾って集めましたということになります。

0:53:52	はい。所結果の表はご覧の通りというところですよ。出たものもあれば出なかったものもあって、一番出たものでもさっきの6.4×10のマイナス7乗に該当するのは、B型の圧縮体でうち過誤を設定したものの。
0:54:06	一番軽いばかりは1台でした。
0:54:09	はい。
0:54:11	続いて6ポツで、これを踏まえてどういうふうにご判断したかということを書いています。まず収納容器の種類ですとか、廃棄体の重量の違いによってこの漏出率に特に
0:54:24	何に影響を受けて変わっているかとかそういった傾向は見られませんでしたので廃棄収納廃棄物とか収納状態の違いを振っても含めてみても漏出率に影響する特定の要因は見られませんでした。なので落下試験における
0:54:40	政策方法、全体で大きくこれを逸脱しない限りは、実際に埋設される廃棄体も同等の結果が得られるものと考えております。
0:54:50	大きく逸脱しないというのはどう見るかということ、まず固型化材料容器はJISの規格に適合したものであるというふうに基準を設けておりますので、それであれば、品質のばらつきは製作公差も企画に定める範囲内というふうになり、なると思いますので。
0:55:08	大飯廃棄体と実際の廃棄体の性能に大きな違いが出るとは考えにくいです。
0:55:13	また廃棄物の種類、ここではその圧縮か冷やしくかとか、または溶融化というものをやっていますし、収納状態に
0:55:24	関しても実Aが模擬廃棄体は実際に埋設される廃棄体を網羅したものを密充填三つ密収納したものが普通に入れたものかこの2種類やっているのでは大体この範囲におさまるというふうに考えております。
0:55:40	あと固型化方法については落下試験のときは一般産業で使われているような機械を用いて今年して基本的には十分練りまぜられているというふうにはなっているんだよな、考えているんですけども、その練りまぜ方ですとか一体となるように充填する方法というのは、
0:55:58	今の政策方法で定めているものは十分確認がとれているので各方法手法としては確立されたものを使っているんで、この模擬廃棄体の時に比べても、実際の廃棄体は一体的にちゃんと固型化されているというふうにご考えられますので同等以上の耐衝撃性の有していると考えております。
0:56:19	続いて7ページで、
0:56:21	廃棄体の重量に関しては、いろいろ
0:56:26	軽いものを平均的なもの重いものとやったんですが、2号の排気最大重量1トンということで、試験の

0:56:35	試験で使った廃棄体よりは重いものと、最大そこまで認めているということになります。実際先月 2020 年の 2 月の時点で 2 号のに入ってきた廃棄体の実績を見ますと最大で 950kgと
0:56:52	というのがありました。なので落下試験の模擬廃棄体の最大重量が 800。
0:56:59	70トンなんて 870kgなので、それに比べては 10%ぐらい大きなものが来得るということになるんですが、重量の増加等漏出率の増加に試験の結果からは相関関係は特に見られませんでした。
0:57:15	ので。基準である飛散率が 11×10 のマイナス 5 乗に比べて試験の結果 1 桁以上小さかったということを見ると、この程度の重量差は十分許容できる範囲かというふうに考えております。
0:57:29	従って、落下試験に使用した廃棄体と同様に製作された。
0:57:35	廃棄体については飛散率 1 掛ける 10 のマイナス 5 乗を超えることはないというふうに考えておりますし、
0:57:44	吊り上げ高さが想定条件、想定した吊り上げ高さの条件をちゃんと明示した上で、廃棄体の受け入れ基準でこの 1 ポツの固化化の方法ということに定めたものこれ全体を確認することによって、審査基準の要求である。落とした時の
0:58:02	に漏えいする放射性物質の量。
0:58:05	といったものこれが 10 極めて小さいことということは担保されるものと考えております。
0:58:10	また、
0:58:11	均質均一固化体 1 号に入れる廃棄体につきましては今回の今これまで御説明した試験は充填固化体に対してのものですけれども、1 号の廃棄体につきましては、
0:58:25	充填固化体の充填固化体よりも、
0:58:31	1 号の廃棄体のほうは、
0:58:34	最大でも 500kgということで、半分程度の重量になりますし、取り扱い時における最大吊上げ高さは 1 号だと 7mになりますので、より軽いもの低いところから落としたときの衝撃は 2 号及び 2 号の条件よりも、
0:58:50	十分低いと衝撃が小さいということは、定性的にはいえるかというふうに考えておりますので、1 号についても同様にこの申請書の越地掛ける 10 のマイナス 5 乗超えないということについては、
0:59:05	固化化の方法、全体的に確認することによって、担保されるというふうに考えております。
0:59:12	以上です。
0:59:17	。

0:59:22	すみません、日本原燃浜中でステートまあその資料の後ろにこれにつきまして も3号の審査の中で提出した資料をここで廃棄体の飛散率に関するものを提出 しております。
0:59:38	下のページ番号で3、3-1-1-8というところで、これもさっきの添付書類7 に関する評価のときに、根拠として用いた飛散率の説明資料でつけておりまし て、この資料の下半分のところに、先ほど御説明した表と同じ
0:59:55	我々がやった試験の結果が載っておりますこれをもとに、今回の資料もを作成 しております。以上です。
1:00:08	はい。
1:00:10	規制庁の古田です。
1:00:12	それでは資料3、
1:00:14	資料3につきましてコメント等ありましたらお願いします。
1:00:43	規制庁の金岡です。市データ試験のデータのほうでちょっとお伺いしたいんで すけども。
1:00:49	二つ0がありまして漏出率、これ0っていうのはどこか敷地で別途ここ以下は 0としたと、そういうものなんでしょうか。あと、
1:01:02	導出したものの重量なんですけどもこれ重量内容物って書いてあるので別の 構成物質というわけじゃなくて、例えばモルタルの渋滞したものであるだとかそ ういうものも含めた重要ということによろしいのでしょうか。
1:01:18	日本原燃の浜中です。試験結果報告書の試験結果を見る限りこの0というも のは廃棄体に何か破れとか隙間があいたというものがなくてそもそも中から出 ていないというふうに判断できるものだというふうに
1:01:33	でも、そういうものをですね後を露出物自体につきましては当御指摘の通り、 放射性物質というわけではなくて今後これは模擬廃棄体ですので、放射性物 質に限らず、実際に使った充填材とかそういったものも、
1:01:51	もう1ものが出てきて、それを拾い集めたという、いうことでそういう理解でい いと思っております。
1:02:01	規制庁の加納ですありがとうございます。そうすると
1:02:05	ちょっとやっぱり0っていうのが金属類だと思うんですけどもそれとかあとbの 批判非圧縮
1:02:13	こういうものでも出ていないっていうのは重さもそこそこあるようなもの出てい ないと、こうって、あと軽いので出ていたりするものもあるんですけど、この 値っていうのは結構ばらつきが大きくて、当たりっていうのは2.1と1.0から17 -7所。
1:02:30	そこは6.4掛け10のマイナスなので、ちょっとばらつきでこのぐらいにばらけ ていると考え、

1:02:36	定員でしょうか。
1:02:42	日本原燃の浜中です。試験結果からしますと確かに物によって出たり出なかったりということで、どういったものであれば出ないかといったものであれば出るのかというところは、この試験結果からはじゃんかの原因となるものは見え認められません。
1:03:00	おっしゃるように、確かにばらつきはあるんですが、今この後、御対応とした結果からすると出たとしてもこの10のマイナス7乗オーダーということで桁で大きくぶれてないと今は判断しているので先ほどの基準に対して1桁以上小さいというのは十分余裕があるというふうに考えております。
1:03:21	地域の金岡です。承知いたしました。
1:03:32	当原子力規制庁の大塚でございます関連なんですけれども2点ありまして、
1:03:38	一つが漏出可能はいわゆるその放射性物質でなくて、コンクリートなセメントなり何なりが漏れたその能力を持って測ってますということだと理解したんですけれども、一方で基準で求めているのは飛散する放射性物質が影響がないことと、
1:03:57	極めて少ないことを求めておりまして、この2号の結果を1号にも適用するところのロジックの確認なんですけれども、2号の場合には、固型化材料そのものには放射性物質は含まれていませんと。一方で1号は生きてる場合は固形化。
1:04:13	材料そのものに放射性物質が含まれてますと、
1:04:16	ので同じ例えば100ミリグラムへ漏れたときに、ちょっとそこに何ベクレル入ってるかってのは必ずしもそう書かないと。
1:04:24	そのような前提において、2号の試験結果を1号に適用する、それは別途またそれができるのかちょっとそこそこちょっと御説明いただければと思います。
1:04:37	日本原燃の浜中です。今のご質問につきまして間に2号のこの結果を1号に適用しているのはあくまで漏出率が飛散率アシタニ漏出率といった部分に関してです。1号のほうは固型化材料にも放射性物質が行き渡ってる。
1:04:56	可能性はもちろんありますので、安全支援事業許可の安全審査の中では評価の上では
1:05:04	最大重量、要は、それだけ中身が詰まったものに対して最大放射能濃度、これが行き渡った方が平均的に行き渡った条件で1のマイナス5乗に相当する分量が出たとそれが全部下の
1:05:20	一般公衆に旧吸引されましたという評価をした上で十分低いという結果が出ていますので、1号であってもこの飛散率、この位置のマイナス5乗以下の飛散率というのが言えれば、十分安全安全が確保できていると。

1:05:36	いうふうに考えています。なので飛散率に関しては試験結果で評価をそれへ放射性物質がそこに含まれていたとしても、その審査の許可の中での評価では十分放射線リスクは低いと。
1:05:53	いうふうに判断しております。
1:05:58	規制庁の家族、大塚でございます。ありがとうございます。
1:06:03	私の理解が正しければ、そのドラム缶言ったように含まれている放射エネルギー、これの1ヶ月10のマイナス5章分が放出されたとして、それを吸入しても大丈夫だという評価を2号埋設に対しても、2号廃棄体に対しても一応廃棄体に対しても両方ともそういう設定でやっている、だから大丈夫だという
1:06:20	ことだと今理解したんですけどもそれで合ってますでしょうか。
1:07:04	はい。
1:07:04	日本原燃の浜中です。今の御質問はそのそういったご理解で鋭意合っていると合っています。
1:07:12	はい。規制庁の大塚でございますありがとうございます。もう1点、
1:07:17	6ページ、6ページですか。ちょっとすいません私の手元の資料、
1:07:22	すみません6ページの6ページの表のところの御説明で、
1:07:29	中身の性状等、出てくる量、これが必ずしも比例関係ないというかですねという御説明だったかと思えますんで。
1:07:39	えっとですね同じように2号の結果をもって1号を説明することに関してなんですけども、
1:07:48	7ページのその最後のポツ、サンプルのところの1号については、最大吊り上げ高さが7mで臭いも低いですと。ではそこら辺のそこ争いが無いかと思うので、従ってその衝撃が低いうが低いということなんですけどもそこには争い
1:08:05	争いが無いと思ってるんですが、一方でさっきのその6ページの表と比較しますと、軽いものを、例えばそのBの廃棄体圧縮たいみたいなですね軽いものが一番出てるというような状況もあって必ずしもその衝撃荷重と時3り量っていうのはさっきも御説明いただいたように必ずしも比例関係がなさそうだと。
1:08:25	一部廃棄体に関してはセメント答えもあれば、プラスチックもあればアスファルト丸中身の成長が違うものがあるので、そういった前提も踏まえて、この2号のやつを1号にそのまま適用できるのかってところの、その理屈がちょっといまいち
1:08:44	まだピンとこないんですけども、その点いかがでしょうか。
1:08:48	日本原燃の浜中です。おっしゃる通り、重要に必ずしも比例して飛散量が決まっているわけではないので軽いからといって本当に安心してよいかということにつきましては、1号についても衝撃は皮下の小さいだと小さいというのは自明だと思っています。

1:09:07	なので、ですが、1号の廃棄体が出ない、全く出ないかという、そういうわけではないというふうには考えています。ただ出たとしてもこの2号のこのABの圧縮たいとどれほど大きく違うのかという、あまり差はないと思っ、例えばですけども、
1:09:27	後ろのほうにつけた参考で安全審査で提出した資料がござい、3-1-1-8というこの資料を見てください資料の終わりと上半分のところ、これが、
1:09:43	海外でやられた落下試験の結果から、1号の廃棄体に相当するものですね、例えば一番上の固化してないので除いたとして、2番目がジュシスラッチこういったもののセメント固化体、
1:10:00	四つ三つ目がプラスチック固化体、五つ目が日チェーン等でアスファルト固化体というものになりますんでこれを見ますと一番出てるのは、セメント固化体と。
1:10:12	1のマイナス5乗でええプラスチックやアスファルト固化体1のマイナス6乗なのでセメントに比べたらプラスチックやアスファルトは出にくいと試算はしにくいというふうな結果になっておりますので代表できるのはこのセメントを見ればいいのかと思っ、
1:10:30	同じようにセメントでセメントの方で今出てこ1均質均一固化体にしたものと充填固化体セメントで固まっているというところは類似している、さっきのおそらくこの日圧縮体とそんなに大きく違わないだろうという一つの根拠になるかなと考、
1:10:52	規制庁の太田でございます。ありがとうございます。確かに入力の数値見るとそうですね大分低いところ、同じよう、
1:11:02	同じようなかどうかわかんないんですけども種類ごとにやっ、かなり低いというのは入力であるということ、
1:11:11	今の安全評価の訪問中身を見ていて基準線量に対して4桁の裕度があるので、ここで多少何かあったとしてもそのばらつきがあったとしても、最終的な安全性に大きな影響を及ぼすものではない、
1:11:26	そう個人的にはそう思っ、今ご説明いただいたようなところを、このいただいた資料の6ページの6ポツの経過の方法全体で確認すること、
1:11:41	そうですね、ここにちょっとつけ足して、
1:11:46	ありがたいかなと思っ、
1:11:52	日本原燃の浜中です。承知いたしました。
1:12:01	規制庁の金岡です。すいません、細かいことで恐縮なんですけれども、この試験のところの条件で内張りの間隔30mmを目標に、

	<p>んですけども、目標なんでこれでやられて保守的な結果であればいいかなと思いますけども、実際の保安規定とか規則のほうは 30 ミリ以上を必ず確保されると、そういうことでよろしいですかね。</p>
1:12:23	<p>日本原燃浜中です。はい。その通りでここは試験のときは目標にということなので、多少プラマイのブレはあったと試験結果ではそうなっていたんですけれども、保安規定では当然じゃこの 30mm 以上確保するというのがよ。</p>
1:12:39	<p>条件として、定めているということになります。</p>
1:12:44	<p>規制庁の金岡です。承知いたしました。</p>
1:12:54	<p>すみません、規制庁申すちょっとファクト教えて説明いただきたいんですが、まず漏出物重量っていうのは、かき集めたものということでしたけど、飛び地で空中に舞ったものはこの中だと扱われてますでしょうかませんでしょうか。</p>
1:13:17	<p>またその量はどの程度統合割れて寝ぐり治具であるのでしょうか。</p>
1:14:32	<p>日本原燃の浜中です。ちょっとファクトベースでの回答を求められているということで、報告書を見る限りでは飛び地って本当に止めてしまったものについては回収できていません。</p>
1:14:47	<p>ただそれが実際回収できた漏出物に比べてどのくらいかということも試験場試験の結果上は出てきてないんですけれども、おとして廃棄体の写真等を見る限りははかっと開いて本当にナカノ飛び散るというような状況ではなくて、廃棄体の一部に</p>
1:15:06	<p>少し穴のようなものがいてそこからこぼれ出てたというような</p>
1:15:12	<p>写真というか、そういったものの状態は残っているので、そこから推測にはなりますが遠くに飛び散るようなものは回収されたものに比べたらまあ小さいんでなかろうかということは考えられます。</p>
1:15:29	<p>規制庁もそうです。承知しました考え方を書いておいていただいたほうが、これは無視してる重量があるので論理が繋がってないと思いました。</p>
1:15:39	<p>もう一つ、また理解が追いつかなかったのが今の隅っこのほうとかかけらとか端っこが割れるということはそれは重量が重いから危険というわけではなくて、力が弱くても弱いものがあるところ、つまり下から 2 番目の廃棄体が</p>
1:15:59	<p>大きくかけらができてしまうというのもあり得るわけであって、10 ページからの論理が半分だけ設ければ危ないという前提の論理学伝えるように感じるんですけれども軽い廃棄体も大丈夫でしょうかまた廃棄体下限設けてないですけど大丈夫でしょうか。</p>
1:17:20	<p>日本原燃の浜中です。</p>
1:17:25	<p>実際に飛び出るときの状態。</p>
1:17:29	<p>が何かかけてとれるとそれが外に出るという状態は考えています。なのでちょっと先ほどの大間話と、繰り返してる部分もあるんですけれども、決して 1 号</p>

	廃棄体も壊れないとかかわり廃棄体が出ないというふうには考えていません。ただ、
1:17:47	データとしても、
1:17:50	1 のマイナス 5 乗に比べて 10 分小さい量におさまるだろうと先ほど重いほうはプラス 10%ぐらい超過していても、
1:18:01	尤度があると、逆に軽いほうも、データとしても、衝撃としては小さくなるのは
1:18:11	自明だと思っていますので、かけたとしても、かければ軽いほど、その衝撃が小さいので、それが外に飛び出るかというところはだんだんだんだんその影響かえと軽いほうがにくくなるというふうには考えられると思いますので、
1:18:28	どこがどの重さが一番出やすいかというところは、本来であればもっといろいろな試験をしなければいけないのかもしれませんが、そこまでやる必要もないくらい基準に対して低いかというふうには考えています。
1:18:42	はい。
1:18:48	百瀬です。考え方軽い方とかですね、もう網羅的に記載を追加していただいて資料として完成させていただければと思います。
1:19:03	日本原燃の浜中です。承知いたしました。
1:20:08	。
1:20:11	規制庁古田です。資料 3 につきましてその他ございますか。
1:20:22	よろしいですか。
1:20:24	それでは資料 1 から 13 までで何か言い忘れた、或いは追加したい、質問等ありましたらお願いします。
1:21:20	規制庁百瀬です。資料 3 の反映結果は、資料 1-2 に、
1:21:27	入ってくるという形になるなる予定でしょうか。
1:21:39	日本原燃の内藤です。その通りでございます。
1:21:49	審査を規制庁百瀬です。審査を踏まえた確認要領になってくるということで、承知いたしました。
1:22:09	規制庁百瀬です。ちょっと確認も確認をすとした資料 3 で、
1:22:16	本日の説明だと、応答 10 のマイナス 5 乗と実際マックスで 806.4×10 のマイナス 7 乗だったという裕度のすべてを廃棄体の種類がいろいろあって、
1:22:34	後今度どう判断同等品もあればばらつきもあれば、ここですべて今後誘導使
1:22:44	って、
1:22:44	いる。
1:22:45	つまり、
1:22:47	規制のクレジットとしては、

1:22:49	○ありとあらゆる赤い期待を考えれば 10 のマイナス 5 乗飛ぶかもしれないという話になったということでもいいですかそれともどっかで切れ目が別途あるんですか。
1:23:16	はい。
1:23:17	日本原燃の浜中です。まず基準の 1-1 掛ける 10 のマイナス 5 乗に対して実際に今の試験結果からするとを十分下回っていると。そこに下がりますのでそこを裕度と考えると、試験のときに
1:23:35	試験の条件として入れ切れてない重量が重いものに関してですとかあと 1 号の廃棄体で時試験条件と違うところがあるというものは基本的にこの裕度の中で見ても十分大丈夫だというふうに考えているということです。
1:24:18	規制庁古田です。その他ございますか。
1:24:27	それでは、本日我々から出た指摘について振り返りをお願いしたいと思います。
1:25:40	日本原燃の木村です。東京の使用します。まずえとSF等の部分等ですね、主に下部要領の抜粋版の方にコメントがつかまりましたので、
1:25:53	こちらのほうについては足りない部分をですね固形化として情報が足りない部分、これは後でちょっと示すということで
1:26:03	行いたいと思いますんでその時にですね、既存の確認方法で行っているものについてもあわせて識別するようにというお話がありました。
1:26:17	次に資料 2 の耐埋設荷重強度につきましては、
1:26:25	落下試験の密封性について、後で確認するということにしました後、図 4 のですね。
1:26:37	人為的に接触させさせないの意味合いについても後で確認と、
1:26:44	そうですね。
1:26:49	縛り郷土低については、
1:26:54	内張りうち家ごとの関係についても確認するということにしました。
1:27:03	あとですね、
1:27:13	2 号のその内張りうち過誤の
1:27:18	実際の試験結果がないのかということの後で確認するということにしました。
1:27:27	次に落下飛散漏えいについてですけれども、
1:27:32	ですね。
1:27:35	1 号廃棄体でNUREGのですね、飛び 9 面とかセメントとかその辺の情報をを用いた考察をしましたので、
1:27:50	それらをですね 6 ポツに付け加えるということをしたいと思います。
1:27:57	あと、

1:28:00	えーとですね。同質物。
1:28:04	についてですけれども飛び地たものについてはすべてが考慮されたされたものではないということを説明しましたので、その辺の考え方もですね追記したいということで考えます。
1:28:20	エーツ等ですね、あと、
1:28:28	1号、日本大間1号に適用させるということで、必ずしも重いもので、だけではなくて軽いものについてもですね、少し考察を加えて欲しいというお話がありますのでこれも加えると、
1:28:53	はい。あとは回答できたと思いますので以上になります。
1:29:01	規制庁古田です。ただいまのまとめにつきまして何か漏れ等ありましたらお願いいたします。
1:29:08	よろしいですか。
1:29:11	それでは面談を終了したいと思います。日本原燃からも何か確認しておきたいことがありますか。
1:29:25	それでは本日の面談を終了します。ありがとうございました。